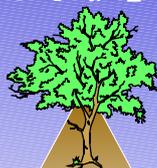


# 函館市の特別支援教育

～「自立する学校」を目指して～



平成28年3月  
函館市教育委員会

## はじめに

障がいのある子どもとその保護者、教育関係機関等を取り巻く環境は、共生社会の形成に向けた大きな変化の中にあり、平成24年7月、中央教育審議会初等中等教育分科会において、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（報告）が示され、一人ひとりの子どもの自立と社会参加に向け、一層の努力が求められております。

また、平成26年1月には、「障害者の権利に関する条約（平成18年12月国際連合総会において採択）」の批准書を寄託し、障がい者の権利の実現に向けた取組の強化や、ノーマライゼーションの実現に向けた社会環境の整備、とりわけ、教育の分野においては、教育上特別な配慮を要する子どもに対する制度上の改革等が進められています。

本市におきましては、特別支援学級に在籍する子どもの割合が増加し、とりわけ「自閉症・情緒障がい」特別支援学級の学級数は、10年前と比較して、小・中学校ともに約3倍になるなど、子どものニーズが多様化する中、本年度から特別支援教育推進体制について協議する函館市特別支援教育推進協議会をはじめ、従来の就学指導委員会の機能を見直し、教育上特別な配慮を要する子どもの適切な就学先および必要な支援の内容等を協議する函館市教育支援委員会を設置することといたしました。

また、特別支援教育支援員の拡充等、学校に対する支援体制の整備、さらには教職員の専門性の向上を図る研修会等の開催など、特別支援教育推進体制の一層の充実に努めてまいります。

本資料は、新たな推進体制の概要や、「自立する学校」を目指した学校の取組等について整理したものです。

各学校並びに関係者の皆様におきましては、本資料をご覧になり、新しい推進体制等をご理解いただき、子ども一人ひとりの豊かな成長を願う学校教育の一層の充実に努めていただくようお願いいたします。

平成27年10月

函館市教育委員会教育長

山本真也

# 目 次

はじめに

## 1 現状と課題

現状	P 1
課題	

## 2 函館市の特別支援教育推進体制について

(1) 推進体制	P 3
(2) 函館市特別支援教育推進協議会	P 4
(3) 函館市教育支援委員会	
(4) 函館市の就学指導	P 5
(5) 函館市の適応指導	P 8
① 学校の取組	
② 適応指導教室（やすらぎ学級），相談指導学級（ふれあい学級） 入級手続き	
(6) 函館市特別支援教育サポートチーム	P 10
(7) 函館市特別支援教育巡回指導員	P 11
(8) 函館市特別支援教育支援員	
(9) 教職員の専門性の向上	P 12

## 3 自立する学校を目指して

(1) 校内支援体制の充実	P 13
① 校内支援委員会の充実	
② 特別支援教育コーディネーターの役割の明確化	P 14
③ 「はこだて子どもサポートシート」の活用	
④ 函館市特別支援教育サポートチーム等の活用	P 15
(2) 研修の充実	P 16
① 校内研修の充実	
② 校外研修の受講と全教職員での情報の共有	
(3) 将来の支援体制像	P 17

## 資料

---

- 資料 1 函館市特別支援教育推進協議会設置要綱
- 資料 2 函館市教育支援委員会条例
- 資料 3 函館市教育支援委員会専門部会設置要綱
- 資料 4 函館市特別支援教育サポートチーム設置要項
- 資料 5 函館市特別支援教育巡回指導員配置事業実施要綱
- 資料 6 函館市特別支援教育支援員配置事業実施要綱
- 資料 7 通級指導教室在学児童：通級開始までの流れ
- 資料 8 通級指導教室通級児童：通級継続・退級の流れ
- 資料 9 はこだて子どもサポートシート記入例

# 1 現状と課題

現 状	
各学校(園)の 状況	各学校(園)においては、特別支援教育コーディネーターが指名され、校(園)内支援委員会が設置されており、子どもの社会的自立を目指した校(園)内支援体制が整備されるなど、よりよい支援に向けた取組が進められています。
子どもや学級の 状況	そうした中、通常の学級に在籍する教育上特別な配慮を要する子どもや、就学指導部会の審査において特別支援学級と判断されるケースが年々増加しています。それに伴い、とりわけ「自閉症・情緒障がい」特別支援学級の学級数は、10年前と比較して、小・中学校ともに約3倍となっています。
教育委員会の 取組	<p>教育委員会においては、教育上特別な配慮を要する子どもや、その保護者を対象とした就学前、就学後の就学相談を行う就学指導委員会の就学指導部会や特別支援教育サポート委員会を設置するとともに、特別支援教育巡回指導員、また、特別支援教育支援員を配置したり、市内3つの小学校に言語障がい通級指導教室(ことばの教室)を開設したりするなど、学校を支援する取組を進めてきました。</p> <p>南北海道教育センターにおいては、教職員を対象として特別支援教育に関する指導力の向上を図るための専門研修や、特別支援教育コーディネーターによる研究協議会等を開催しています。</p>
課 題	
本市の特別支援 教育の在り方	<p>各学校(園)は校(園)内支援体制の整備を進めてきたところですが、子どもの教育的ニーズの多様化等に対応する特別支援教育の一層の充実のためには、次のような課題の解決を図る必要があります。</p> <p>1点目は、本市の特別支援教育の在り方について幅広く意見交流や協議を行うことです。</p> <p>学校関係者をはじめ、特別支援教育にかかわる関係機関等により、本市の特別支援教育の在り方について検討し、より本市の実態を踏まえた教育活動の実現や、関係機関等による連携の充実を目指すことが必要です。</p>
就学指導の充実	<p>2点目は、よりよい支援を目指す就学指導を充実することです。</p> <p>就学指導部会においては、対象となる子どもの就学先を決定するだけでなく、より適切な支援の在り方を検討し、継続して支援を行うための体制を整備し、一貫した指導に結び付けることが必要です。</p>

校内支援体制の  
充実

3点目は、子どもの成長を支える校内支援体制を充実することです。  
校内支援委員会において適切な支援の在り方や就学に関することなどを計画的に協議するとともに、子ども一人ひとりの状況に柔軟に対応することが求められています。  
そのため、校長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーターを中心とし、支援方策等について全ての教職員が共通理解を図り、全校体制で取り組むことが必要です。

適切な支援の  
実施

4点目は、子どもの特性を踏まえた適切な支援を行うことです。  
実態を十分に把握した上で、個別の指導計画に基づき、指導や支援を進め、適宜修正しながら、適切な支援を行うことが求められています。  
そのため、子どもの実態を客観的資料等に基づいて把握し、計画的な支援に取り組むとともに、子どもの変容を適切に評価し、より効果的な指導や支援につなげていくことが必要です。

専門性の向上

5点目は、教職員一人ひとりの専門性の向上を図ることです。  
教育的ニーズの多様化に伴い、教職員の特別支援教育にかかわる専門性の向上が求められています。  
そのため、教育センター等で実施している教員研修を活用し、知能検査を実施する技能を身に付け、その結果に基づいた支援を進められるようにするなど、教職員一人ひとりが、校内における役割や経験等に応じた研修に積極的に取り組むことにより、その専門性を高め、学校としての組織力の向上につなげていくことが必要です。  
また、校内研修においても、自校の実態に即した計画的な研修を実施し、校内における支援体制の充実を図っていくことが必要です。

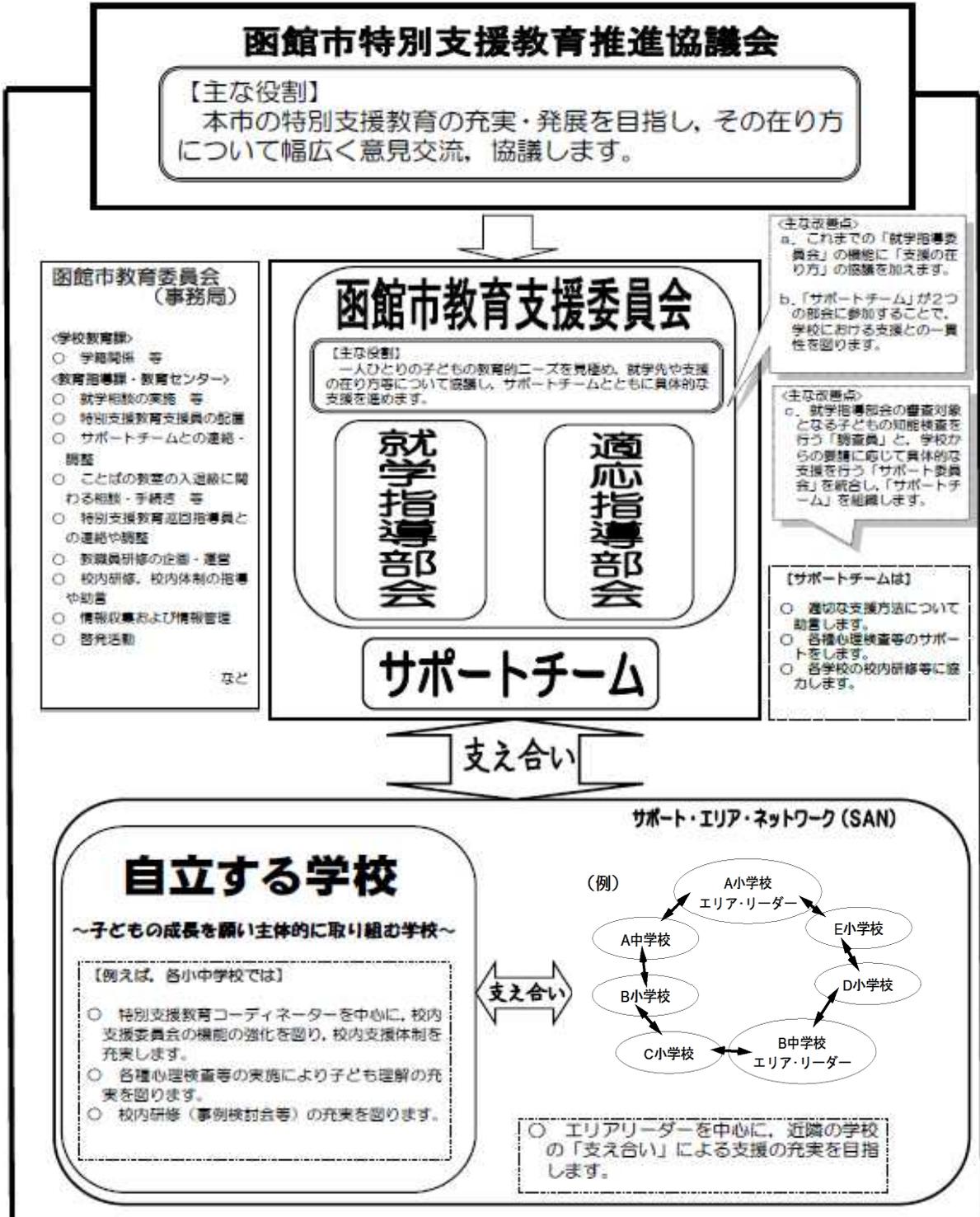
以上のような課題を解決するためには、市全体の推進体制の改善とともに、各学校（園）が子どもの成長を願い、特別支援教育に関する知識や技能を確実に身に付け、組織力を発揮するなど、これまで以上に効果的な指導や支援が行える特別支援教育の体制を築くことが大切です。

本市においては、本年度から、以下に示す新たな推進体制を構築することにより、特別支援教育の一層の充実を目指します。

## 2 函館市の特別支援教育推進体制について

### (1) 推進体制

本市においては、本年度から、次のように体制を整備し、特別支援教育を推進します。



## (2) 函館市特別支援教育推進協議会

函館市特別支援教育推進協議会は、医療、福祉、保健、教育等、関係機関により構成し、本市の特別支援教育の在り方等について、幅広く意見交流や協議を行います。

### 〈主な協議内容〉

資料1参照 ➡

- 幼稚園・小学校・中学校・高等学校における校内支援体制や支援の在り方
- 函館市教育支援委員会の在り方
- 通級指導教室の運営の在り方
- 各種研修等の在り方
- 特別支援教育にかかわる理解啓発と情報提供の在り方
- その他
  - ・本市の特別支援教育の振興にかかわる必要事項
  - ・サポート・エリア・ネットワークにおける支援体制の在り方 など

## (3) 函館市教育支援委員会

これまでの就学指導委員会を「函館市教育支援委員会」と改称し、子どもの実態を踏まえた一貫性のある支援を推進するため、委員会機能の充実を図ります。

資料2, 資料3参照 ➡

- 教育上特別な配慮を要する子どもの適切な就学先および教育上必要な支援の内容について協議します。
- 函館市教育支援委員会は、2つの部会（就学指導部会、適応指導部会）で構成し、本市の特別支援教育における就学指導や適応指導について、教育上特別な支援を行う上で中核的な役割を担います。

P5へ ➡

P8へ ➡

## (4) 函館市の就学指導

### 校内支援委員会

保護者と十分に相談した上で、校内支援委員会において、支援体制や支援方法を審議します。

- 客観的な検査等により、子どもの実態を明らかにします。
- ↓
- 特別支援教育コーディネーターを中心に支援方法の検討を行い、「はこだて子どもサポートシート」等に基づき、具体的な支援を進めます。
- ↓
- 必要に応じて、教育センター等の外部の専門機関と連携を図ります。
- ↓
- **在籍学級を変更した方がよいと判断した場合、言語障がい通級指導教室に通級した方がよいと判断した場合は、適宜本人・保護者との連携を密にし、教育相談を行い、保護者の同意を得ます。**
- ↓
- **現在の在籍のまま、サポートチームを活用した方がよいと判断した場合は、保護者の同意を得た後、連携依頼書を教育指導課長宛て送付します。**
- ↓
- 就学指導部会にかかわる関係書類を作成し、**南北海道教育センター長宛て送付**します。

### 中学校進学に係る手続き

特別支援学級に在籍している6年生については、所定の様式により子どもの実態を明らかにするとともに、就学指導部会において、適切な就学について審議します。

- ※ 中学校進学にあたり、障がい種の変更や、通常の学級への在籍変更を希望する場合は、客観的な資料を基に、就学指導部会で審議します。
- ※ 本人・保護者、学校、市教委の意見が一致している場合は、就学指導部会において**書類による審議**とします。その他は出席による審議となります。

子どもの実態把握のための検査については、サポートチームを活用することができます。

#### 〈函館市南北海道教育センターの教育相談〉

##### 1 教育相談

子どもの発達、学習、性格、生活、進路などの問題について、子どもや保護者からの相談に応じています。

##### (1) 来所相談

- 面談時間：午後1時～午後5時30分（土、日、祝日、年末年始を除く）
- 利用方法：電話予約が必要です。

##### (2) 電話相談

- 相談時間：午前8時45分～午後5時30分（土、日、祝日、年末年始を除く）

##### 2 就学相談

子どもの就学の相談に応じています。一人ひとりの子どもの望ましい成長に必要な教育環境等について、保護者の方と十分に話し合いを行います。また、必要に応じて子どもの知能検査等を実施します。

- 面談時間：午前9時～午後12時（土、日、祝日、年末年始を除く）
- 利用方法：電話予約が必要です。

**就学指導部会の取組**

出席による審議を希望する本人・保護者に対して、検査結果や行動観察、希望する学校の校区の教育環境等を勘案して、子どもにとって適切な就学先や支援の在り方を助言します。

- 子どもの行動観察を行います。
- ↓
- 保護者の希望を聞き取ります。
- ↓
- 保護者の意向や各種検査結果、校区の教育環境等の情報を整理し、委員による審議を行います。  
〈審議のポイント〉

- ・知能検査の結果
- ・行動観察の結果
- ・保護者の意向
- ・就学予定先の学校の状況 など

- ↓
- 総合的に判断します。

**【適切な就学先】**

- ・通常の学級
- ・通常の学級要観察
- ・言語障がい通級指導教室  
(ことばの教室)
- ・特別支援学級(知・情・肢・病)
- ・特別支援学校

言語障がい通級指導教室(ことばの教室)の手続は

**資料7, 8参照** ➡

**【支援の在り方】**

- ・指導・支援方法
- ・関係機関との連携
- ・就学予定先の学校との連携
- ・教育センターの就学相談の継続 など

**【特に配慮すべき事項】**

- ・障がい種だけで判断するのではなく、子どもの実態や、教育環境等を勘案して判断します。
- ・状況に応じて、教育センターにおいて、就学相談を継続します。
- ・小集団の指導を生かした特別支援学級における教育の目的を踏まえ、審議を進めます。

- ↓
- 委員による審議の結果を保護者に伝えます。
- ↓
- 保護者の最終的な意向を確認します。
- なお、保護者および子ども、校内支援委員会、市教委の3者の考えが一致する場合は、書類による審議とします。

**一貫した支援の継続**

就学指導部会の対象となった子どもについては、その後の状況を把握するとともに、実態に応じて教育内容や方法を見直し、適切な支援を継続します。

**ア 特別支援教育巡回指導員**

**P11へ** ➡

- ・就学指導部会で通常学級要観察となった子どもの適応状況を確認し、必要に応じて指導の在り方等について相談を行います。
- ・学校からの要請を受け、訪問指導を行います。

**イ サポートチーム**

**P10へ** ➡

- ・学校からの要請を受け、訪問指導を行います。
- ・必要に応じて心理検査や行動観察を行い、適切な支援等について指導・助言を行います。

**未就学児の就学指導**

① 就学相談説明会について  
未就学児の保護者を対象に説明会を実施します。

- ・6月下旬から、一部の幼稚園や保育園、総合保健センターにおいて、就学相談についての説明会を実施し、関係書類を配布します。
- ・教育センターにおいても関係書類を配布します。

② 就学相談の申込手順  
7月下旬から教育センターにおいて電話受付を行います。

- ・希望日時を調整します。
- ・主な相談内容、関係書類の記入の仕方、同伴者の確認等を行います。

③ 就学相談の実施  
8月下旬より教育センターにおいて就学相談を行います。

- ・本人を対象に、主に知能検査と行動観察を行います。
- ・保護者を対象に、生育歴や就学にあたっての考え、就学先の希望等について聞き取りを行います。
- ・相談を通じて、就学指導部会への出席希望の有無を確認します。
- ・保護者に、入学予定校への資料送付の希望の有無を確認します。

※ 教育センターでの見取りと保護者の意向が一致している場合は、書類審査になることもあります。  
※ 11月に実施されている就学時健康診断を通じて、教育センターで就学相談を行うことがあります。

④ 就学指導部会での審議  
※ P6の「就学指導部会の取組」をご覧ください。

**＜言語障がい通級指導教室（ことばの教室）＞**

ことばや聞こえに問題がある子どもを対象とした言語障がい通級指導教室（ことばの教室）を、中部小学校、日吉が丘小学校、中央小学校の3ヶ所に設置しています。

子どもが在籍している小学校から、週に1回程度、決まった時間に「言語障がい通級指導教室（ことばの教室）」へ行き、1時間程度の指導・援助を受けるものです。

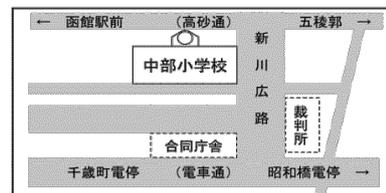
指導は、基本的に個別指導で行います。

入級する場合は、在籍学校へ相談した後、言語障がい通級指導教室（ことばの教室）の先生方による教育相談を行い、就学指導部会において、入級の判断を行います。

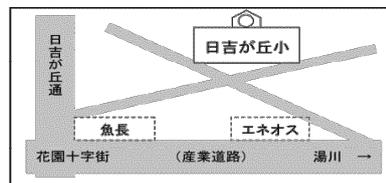
退級または継続については、1年毎に相談します。

言語障がい通級指導教室（ことばの教室）の手続は

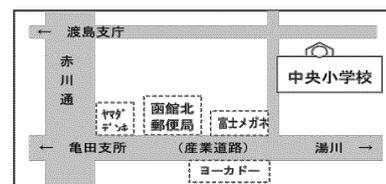
**資料7、8参照** ➡



函館市立中部小学校言語障がい通級指導教室（ことばの教室） 函館市新川町30番26号 26-7981



函館市立日吉が丘小学校言語障がい通級指導教室（ことばの教室） 函館市日吉町2丁目34番1号 52-7031



函館市立中央小学校言語障がい通級指導教室（ことばの教室） 函館市美原2丁目28番1号 47-6511

## (5) 函館市の適応指導

※ この度の体制の見直しに当たり、適応指導について変更はありません。ここでは、各学校の参考のため、本市の適応指導体制について掲載します。

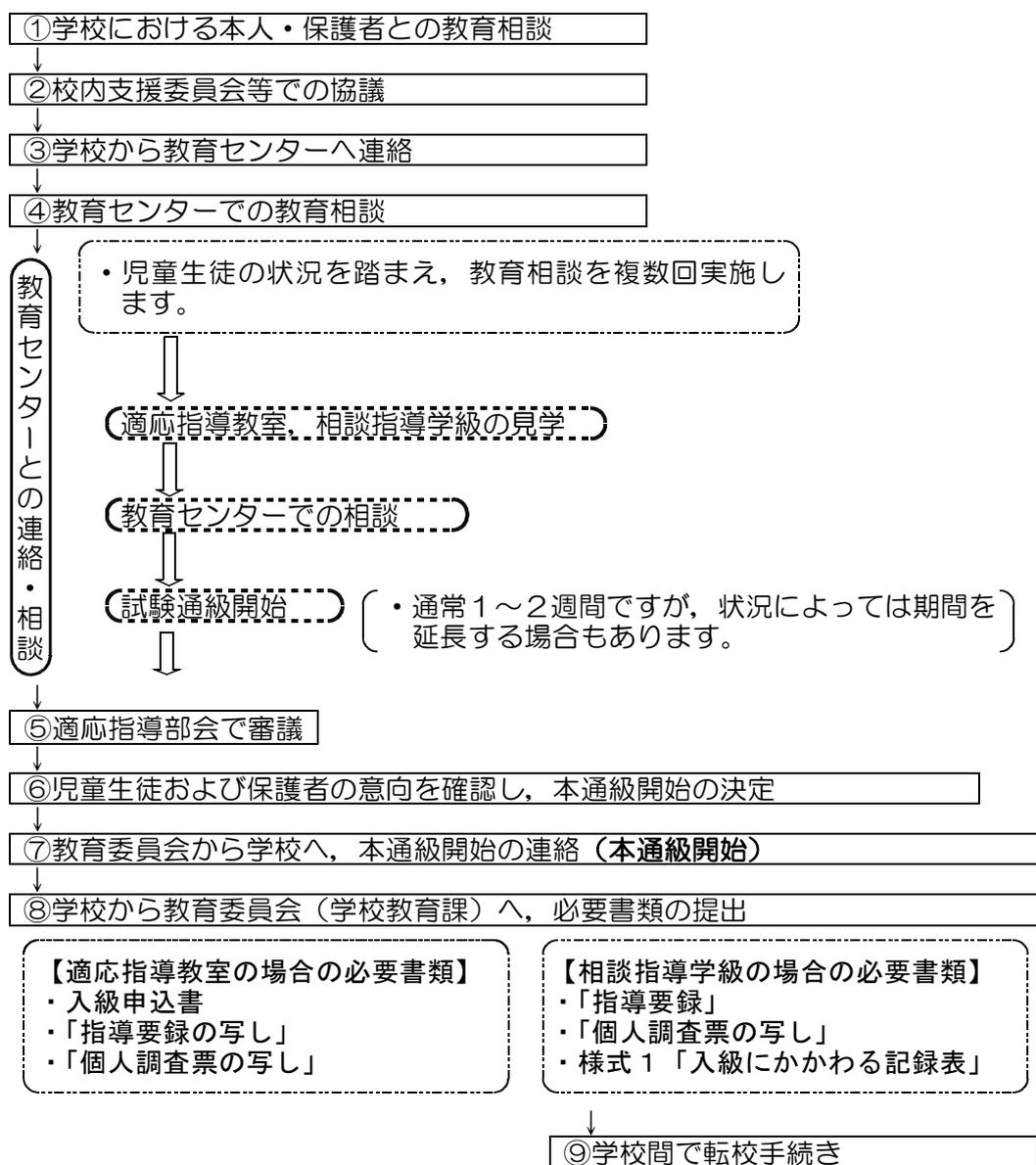
### ① 学校の取組

- 校内支援委員会等を活用しながら、学校復帰に向けた組織的な対応を行います。

〈対応のポイント〉

- ・家庭訪問等の実施により、子どもの実態を明らかにします。
- ・本人・保護者との連携を密にし、教育相談を重ねながら、「はこだて子どもサポートシート」等を活用するなど、支援の実施、検証、改善に努めます。
- ・必要に応じて、外部の専門機関との連携を図ります。

### ② 適応指導教室（やすらぎ学級）、相談指導学級（ふれあい学級）入級手続き



## 適応指導部会の 取組

さまざまな理由から学校への登校が難しい状況にある児童生徒を対象として、将来における「社会適応」を目指し、学校復帰に向けた具体的な取組を推進します。

### 〈調査・審議内容〉

- 本市の不登校児童生徒の状況
- 校内支援体制および学校の取組の在り方
- 教育センターでの教育相談の実施状況
- 適応指導教室および相談指導学級の見学，体験通級，試験通級の状況
- 今後の在籍についておよび本通級後の支援の在り方
- 学校復帰や集団適応に向けた支援の見通し

など

## 【参考】

### 〈適応指導教室（やすらぎ学級）〉

教育センターの3階に設置しています。

さまざまな理由から学校への登校が難しい状況にある子どもに対して、一人ひとりの学習の実態に応じた個別学習をしたり、軽スポーツや室内ゲームなどの活動を通して集団に適応できる力を育てたりするなど、学校生活への意欲を高められるよう支援します。

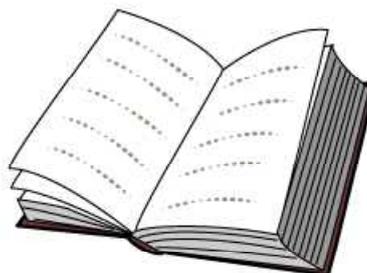
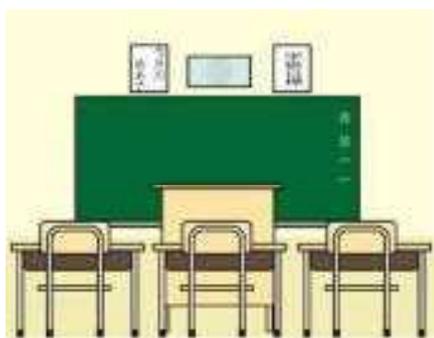
学籍を変えずに通級し、いつでも在籍校へ復帰できるよう柔軟な支援を行っています。

### 〈相談指導学級（ふれあい学級）〉

函館市立戸倉中学校の特別支援学級として、函館市立湯川小学校内に設置しています。

さまざまな理由から学校に登校が難しい状況にある生徒を対象に、小集団による生活や人との関わりを大切にされた体験活動などを通して自分のよさや可能性を見つけたり、将来への展望をもったりすることができるように支援します。

本通級には転校の手続きが必要となることから長期的な展望をもった適応指導を行います。



## (6) 函館市特別支援教育サポートチーム

函館市特別支援教育サポートチームは、従来の「函館市特別支援教育サポート委員会」と「就学指導委員会調査員」の役割を統合し、学校への指導・助言、相談対応等、具体的な支援を行います。

### 〈構成〉

- 人数  
25名（内2名はスーパーバイザー）
- チームメンバー
  - ・学識経験者
  - ・保健、福祉、医療関係部局または関係機関職員
  - ・学校および教育センター等の職員
- 任期
  - ・指名または任命の日から翌年の3月31日まで

### 〈主な取組〉

#### 【学校での活動】

- 学校からの要請により、具体的な指導・支援の在り方について助言を行います。
  - ・対象となった子どもの観察を行います。
  - ・状況に応じて、心理検査等を行います。
  - ・観察や検査結果等から、適切な指導・支援の在り方について学校に助言します。
  - ・必要に応じて、継続して学校に助言します。

#### 【助言を行うに当たって】

- 指導・支援方策を立てる際には、必要に応じてサポートチーム内で、グループ協議を実施し、具体的な方策を検討した上で、学校に助言する場合があります。
  - ※ サポートチームの委員からの報告を受け、教育指導課がグループ協議の機会を設定します。
- 助言に当たっては、学校と十分に協議を行い、今後取り組むべきこと等について、例を示します。
- 学校は、サポートチームの委員からの助言を踏まえ、実態に即した指導・支援を検討した上で、具体的な指導・支援を行います。

#### 【就学指導部会において】

- 担当した子どもの協議に参加し、適宜、情報提供のほか、行動観察や保護者面談等を行います。

など

資料4参照 ➡

## (7) 函館市特別支援教育巡回指導員

函館市特別支援教育巡回指導員は、就学相談や就学後のフォローアップ訪問、巡回相談を通して実態把握を行うとともに、各学校における特別支援教育推進上の諸課題に対して、学校への支援や助言を行います。

### 〈主な取組〉

- 通常の学級に在籍する「要観察」の子どもおよび教育上特別な配慮を要する子どもの適応状況の確認ならびに巡回相談を行います。
- 各学校の支援体制、指導内容および特別支援教育支援員の活用等にかかわる助言
- 特別支援教育支援員への助言を行います。 など

P15, 資料5参照 →

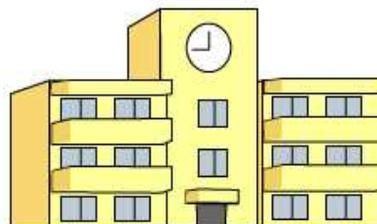
## (8) 函館市特別支援教育支援員

函館市特別支援教育支援員は、学級担任を補助しながら、教育上特別な配慮を要する子どもの日常生活の介助や学習面などのサポートを行います。

### 〈主な取組〉

- 基本的な生活習慣確立のための日常生活上の支援を行います。
- 教育上特別な配慮を要する子どもに対する学習支援を行います。
- 学習活動・教室移動等における支援を行います。
- 運動会、学習発表会など、学校行事における支援を行います。 など
- ※ 学級担任の補助であることに留意が必要です。

P15, 資料6参照 →



## (9) 教職員の専門性の向上

教育上特別な配慮を要する子どもに対して、専門性を生かした指導・支援を行うために、函館市南北海道教育センターにおいて専門的な知識や技能の習得を図る講座や、担当者による研修を実施します。

### 〈教育センターにおける研修の実施〉

特別支援教育に関する研修内容を、基礎講座、応用講座として再構成し、継続的に受講することを通して、特別支援教育にかかわる知識や技能を習得し、意図的・計画的に人材の育成ができるよう研修講座を工夫します。

〈平成27～29年度函館市南北海道教育センター 専門研修〉

	講座名	概要
基礎講座	特別支援教育概論	特別支援教育にかかわる基本的な考え方等を理解する。
	校内支援体制の充実	校内支援体制の構築の在り方について理解する。
	子どもへの対応	子どもの実態に応じた対応の在り方について理解する。
	WISC-IV基礎	知能検査の実施方法や結果分析の仕方について理解する。
応用講座	WISC-IV応用	知能検査の結果分析、考察の仕方について理解する。
	アセスメントと支援	子どもの実態分析の方法について理解する。
	子どもへの対応の実際	実態分析結果を踏まえた支援の在り方について理解する。
	スーパーバイズ	支援の在り方にかかわる指導・助言の方法について理解する。

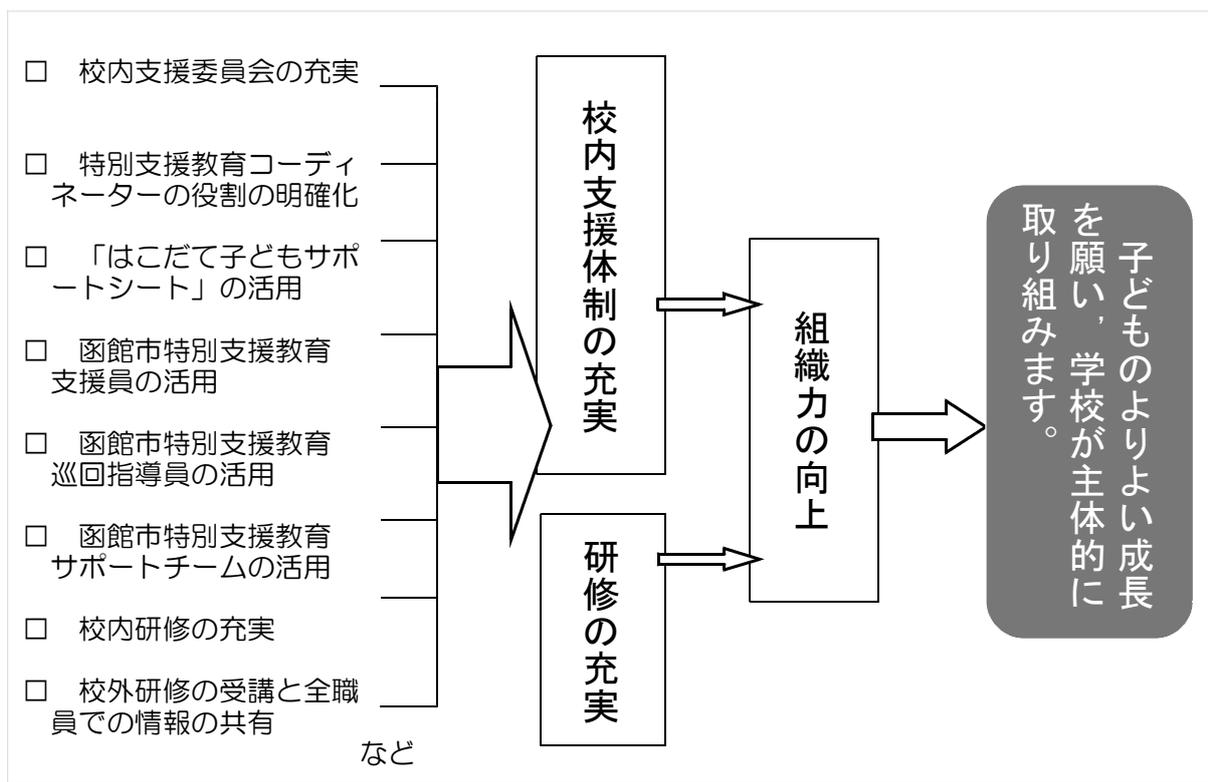
〈担当者を対象とした研修会など〉

- ・ 特別支援教育コーディネーター研究協議会
- ・ 特別支援学級担当教諭研究協議会
- ・ 特別支援教育支援員研修会
- ・ 特別支援教育講演会（保護者等対象）

詳しくは「事業案内」をご覧ください。



### 3 自立する学校を目指して

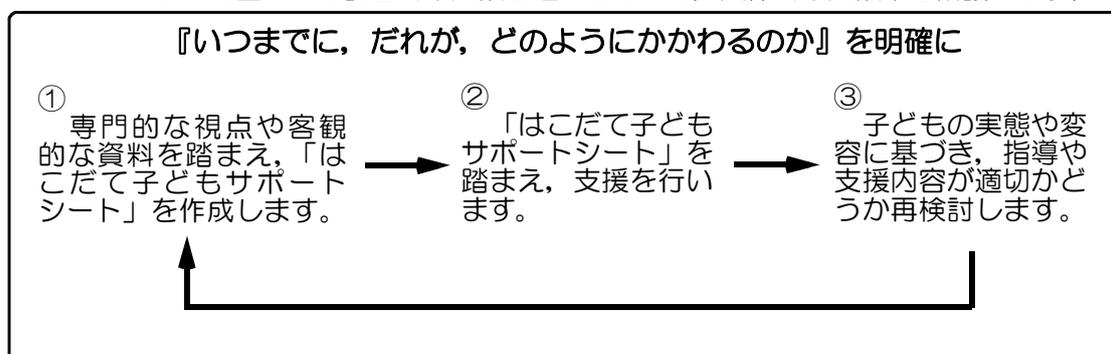


#### (1) 校内支援体制の充実

特別支援教育コーディネーターを中心として、校内支援委員会等を開催し、より適切な指導や支援について具体的な協議を行い、支援の方法などを全ての教職員に確実に周知したり、意見を出し合ったりしながら、学校ぐるみで支援の実現を目指します。

#### ① 校内支援委員会の充実

- 定期的を開催するほか、子どもの実態に応じて開催します。
- PDCA サイクルに基づいた計画的な支援を進めるための、具体的な支援策を協議します。



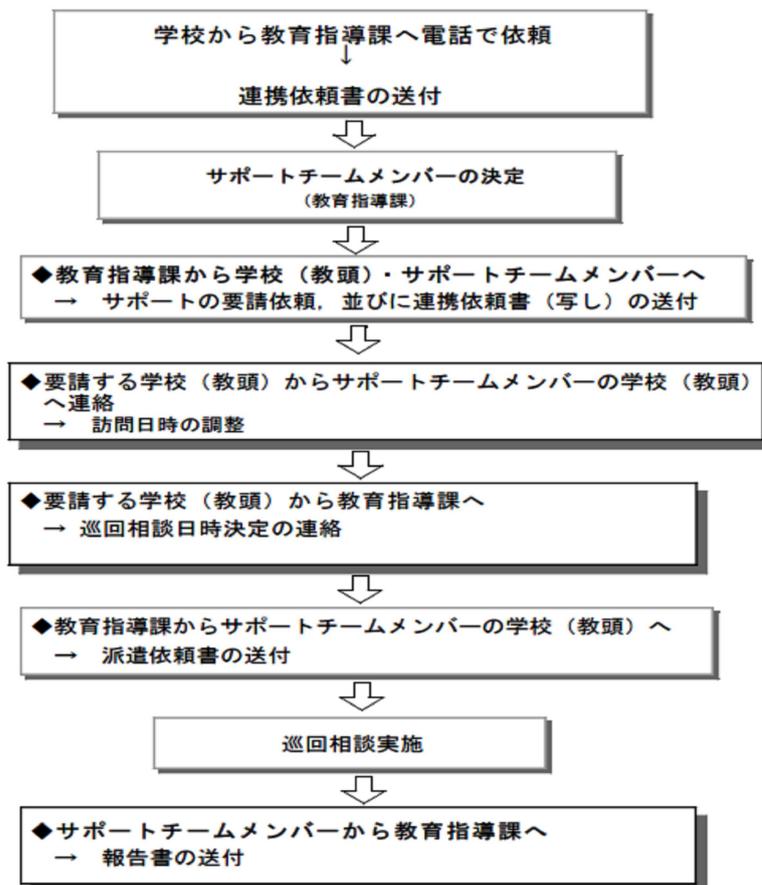
※ ①→②→③の取組を繰り返し、支援の充実を図ります。



#### ④ 函館市特別支援教育サポートチーム等の活用

- 函館市特別支援教育サポートチーム、函館市特別支援教育巡回指導員の派遣を依頼する際には、校内支援委員会において十分に協議し、課題と連携の方針を明確にします。
- 特別支援教育支援員を活用する際には、特別支援教育コーディネーターや学級担任等と日常的な打合せのもと、支援を行います。

○ サポートチーム活用の際は、次の流れで依頼します。



※ 巡回指導員は、学校の指導や支援体制への助言を行うことを目的としていることから、保護者の了解がない場合でも、派遣を依頼することができます。

※ 巡回指導員の依頼は、**教育センター**指導主事に相談します。

※ 巡回指導員の派遣後、状況に応じてサポートチームの活用につながる場合があります。

**活用にあたっては、学校が学ぶ姿勢をもち、主体的に取り組むことが大切です。**

## (2) 研修の充実

事例研修や、専門家を活用した校内研修を実施したり、教育センターなどの研修に計画的に参加したりするなどして、教職員の専門性を高めるとともに、学校としての組織力の向上を図ります。

### ① 校内研修の推進

自校の支援体制の充実に向け、課題を明確にし、必要な研修を設定するとともに、研修内容が実践に生かされるよう組織的に取り組みます。

研修内容〈例〉	研修のねらい
教育上特別な配慮を要する子どもの特性の理解	教育上特別な配慮を要する子どもの特性について理解します。
実態把握、支援方法の検討	実態把握の仕方や支援方法について理解します。
「はこだて子どもサポートシート」の作成	本シートの作成を通して、支援体制や環境の工夫、指導や支援の在り方等について理解します。
教育相談	発達に関する相談の技法等を身に付けます。
学級経営 (指導や支援、教師の言葉かけ、障がいの理解)	教育上特別な配慮を要する子どもが在籍する学級の学級経営について理解します。
授業づくり	通常の学級において教育上特別な配慮を要する子どもが在籍する学級の授業づくりについて理解します。

など

その他、学習評価や指導要録（通常の学級、特別支援学級）の記載内容等についての研修なども考えられます。

### ② 校外研修の受講と全教職員での情報の共有

校外研修の成果を、すべての教職員に還元し、学校としての組織力を高めます。

【主な研修】

- ・函館市南北海道教育センター専門研修「特別支援教育」
- ・函館市特別支援教育コーディネーター研究協議会
- ・函館市特別支援学級担当教諭研究協議会
- ・函館市特別支援教育講演会
- ・北海道立特別支援教育センター研修講座 など

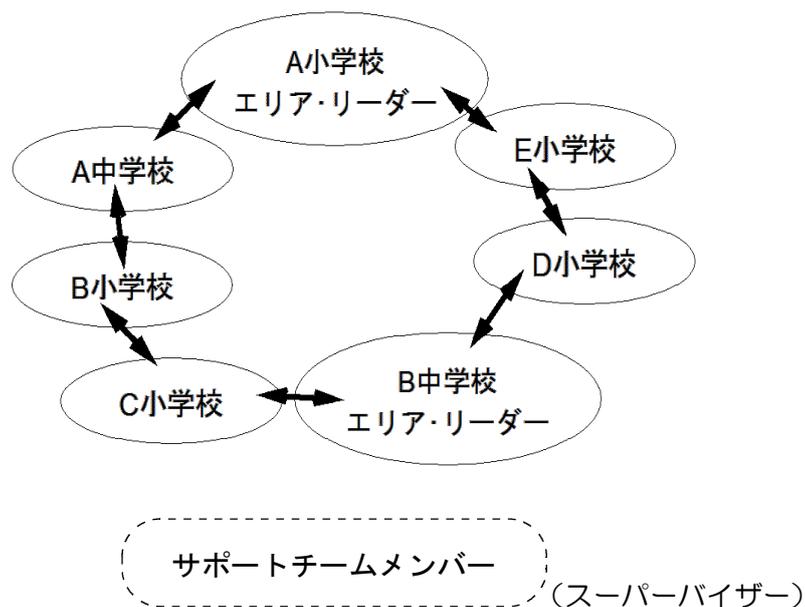
### (3) 支援体制の将来像

将来は、近隣の学校により、互いに支え合う仕組みの構築を目指しています。

#### 「サポート・エリア・ネットワーク (SAN)」とは？

市内において、いくつかのエリアを形成し、エリア内の学校によるネットワークを構築します。

(例) あるエリアでは



エリアリーダーを中心に、近隣の学校同士の「支え合い」による支援の充実を目指します。

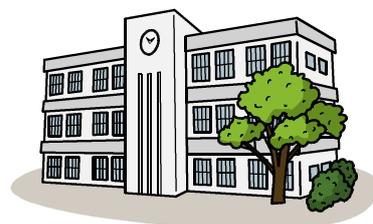
全ての学校の専門性の向上を目指します。

(例) ・知能検査ができる教員がいる。

- ・専門的な知識・技能を身に付け、適切な支援ができる教員がいる。

多様なケースに対して、スーパーバイズ

ズできる教員を育成します。



## 函館市特別支援教育推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 函館市の特別支援教育の充実に向け、関係機関の代表等が意見交流、協議するため、函館市特別支援教育推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進協議会は、以下の各号に掲げる事項を所掌し、推進協議会を運営するとともに、協議を行う。

- (1) 函館市の特別支援教育推進体制に関すること
- (2) その他、推進協議会が必要と判断すること

(組織)

第3条 推進協議会は、委員20名程度をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる区分により、教育長が委嘱又は指定する者とする。

- (1) 医師
- (2) 学識経験のある者
- (3) 教育職員
- (4) 福祉関係職員
- (5) 療育関係職員
- (6) その他、関係機関職員
- (7) 親の会等

(任期)

第4条 任期は1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 委員の再任は妨げない。

(委員長および副委員長)

第5条 推進協議会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐する。
- 4 委員長、副委員長は委員が互選する。

(会議の招集)

第6条 推進協議会の会議は、委員長が召集し、および主宰する。

2 推進協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第7条 推進協議会の庶務は函館市教育委員会学校教育部が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関して必要な事項は、推進協議会の会議で定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

## 函館市教育支援委員会条例

平成9年12月18日条例第58号

### 函館市教育支援委員会条例

#### (設置)

第1条 教育上特別な配慮を要する児童および生徒の適切な就学を図るため、函館市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、函館市教育支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、教育上特別な配慮を要する児童および生徒の適切な就学先および教育上必要な支援の内容について調査審議し、その結果を教育委員会に答申するものとする。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

#### (委員および任期等)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 医師
- (2) 学識経験のある者
- (3) 教育職員
- (4) 児童福祉施設の職員
- (5) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### (会長および副会長)

第5条 委員会に会長および副会長各1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の函館市就学指導委員会条例(以下「改正前の条例」という。)第1条の規定により置かれた函館市就学指導委員会は、改正後の函館市教育支援委員会条例(以下「改正後の条例」という。)第1条の規定により置く函館市教育支援委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第4条第1項の規定により函館市就学指導委員会の委員に委嘱され、または任命されている者(以下「旧委員」という。)は、改正後の条例第4条第1項の規定により函館市教育支援委員会の委員に委嘱され、または任命された者とみなし、その任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、旧委員としての残任期間とする。

4 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和40年函館市条例第22号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

## 函館市教育支援委員会専門部会設置要綱

(設置)

第1条 函館市教育支援委員会（以下「委員会」という。）は、教育上特別な配慮を要する児童および生徒の適切な就学先および教育上必要な支援の内容の調査、審議にあたり、次の専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、それぞれ次の児童生徒について調査、審議するものとする。

(1) 就学指導部会は、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がい、言語障がい、肢体不自由、病弱・虚弱等の児童生徒について調査、審議する。

(2) 適応指導部会は、不登校等の児童生徒について調査、審議する。

(組織)

第3条 部会は次の人員で構成し、委員は委員会会長が指名する。

### 1 就学指導部会（14名）

- |               |    |
|---------------|----|
| (1) 医師        | 1名 |
| (2) 学識経験者     | 1名 |
| (3) 教育職員      | 8名 |
| (4) 児童福祉施設の職員 | 3名 |
| (5) 関係行政機関の職員 | 1名 |

### 2 適応指導部会（6名）

- |               |    |
|---------------|----|
| (1) 医師        | 1名 |
| (2) 学識経験者     | 1名 |
| (3) 教育職員      | 3名 |
| (4) 関係行政機関の職員 | 1名 |

3 部会に部会長1人を置くこととし、委員会会長が就学指導部会長を、委員会副会長が適応指導部会長をそれぞれ兼務するものとする。

4 部会長は、部会を代表し、部会の事務を掌理する。

(会議)

第4条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が召集する。

2 会議は、それぞれの属する委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 部会長は、部会の内容を委員会に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成10年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

## 函館市特別支援教育サポートチーム設置要項

(設置)

### 第1条

函館市における特別支援教育の体制を整備し、教育上特別な配慮を要する児童および生徒の適切な支援の在り方について専門的な意見の提示や助言を行うため、函館市教育委員会（以下「教育委員会」という。）にサポートチームを設置する。

(所掌事項)

### 第2条

サポートチームは、学校の要請により、具体的な指導・支援の在り方について助言を行う。

- (1) 対象となる児童および生徒についての心理検査や行動観察を行い、適切な指導・支援の在り方についての助言をする。
- (2) 函館市教育支援委員会の就学指導部会に参加し、適切な指導・支援の在り方について協議する。
- (3) 対象となる児童および生徒への適切な指導・支援が図られるよう必要に応じて継続した助言を行う。

(組織)

### 第3条

サポートチームの委員は25名以内（うち2名はスーパーバイザーとする。）とし、次に掲げる者のうちから、函館市教育委員会が指名し、または任命するものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、福祉、医療関係部局または機関の職員
- (3) 学校および教育センター等の職員

2 委員の任期は、指名または任命の日から翌年の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会議の招集)

### 第4条

サポートチームの会議は、教育委員会が招集する。

(庶務)

### 第5条

サポートチームの庶務は、教育委員会学校教育部において処理する。

(委任)

### 第6条

この要項に定めるもののほか、サポートチームの運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

## 函館市特別支援教育巡回指導員配置事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における特別支援教育の充実を図るため、市立小中学校に在籍する発達障がい等の教育的支援が必要な児童生徒に対して、就学相談や就学後のフォローアップ訪問、巡回相談を通して実態把握を行うとともに、各学校における特別支援教育推進上の諸課題に対して、学校支援や助言を行う特別支援教育巡回指導員（以下「巡回指導員」という。）の配置に関し必要な事項を定めるものとする。

(巡回指導員の活動)

第2条 巡回指導員は、南北海道教育センターに配置し、指導主事や校長等と連携して、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 特別な教育的支援が必要と考えられる児童生徒および就学予定児童の実態把握ならびに巡回相談
- (2) 各学校の支援体制、指導内容および特別支援教育支援員の活用等に係る助言
- (3) 特別支援教育支援員への助言
- (4) その他教育委員会が必要と認める活動および研修

(巡回指導員の身分、委嘱および任期等)

第3条 巡回指導員の身分は、有償ボランティアとし、次に掲げる者のうちから教育委員会の選定を経て、教育長が委嘱するものとする。

- (1) 教員免許状所有者で特別支援学校または特別支援学級等での指導経験を有する者
- (2) 函館市特別支援教育巡回指導員事業に関する識見や経験を有する者

2 巡回指導員の任期は、委嘱日からその属する年度の3月31日までとし、再任を妨げない。

(巡回指導員の活動日、活動時間)

第4条 巡回指導員の活動日は、小中学校の授業期間における毎週月曜日から金曜日までの日までの日のうち、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く教育委員会が必要と定める日とする。

2 巡回指導員の活動時間は、原則として午前9時から午後3時までとする。

(謝礼金の支払い)

第5条 巡回指導員の謝礼金は、1日につき7,000円とし、1月ごとに支払うものとする。

2 巡回指導員は、あらかじめ「口座振替依頼書」(別記第1号様式)を教育委員会へ提出しなければならない。

3 巡回指導員は、前月の活動日を証するため、毎月5日までに教育委員会に対し、活動簿の写しを提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項により提出された活動簿の写しに基づき、巡回指導員に対する謝礼金を活動簿の写しの提出があった月の末日までに口座振込みにより支払わなければならない。

(秘密の保持)

第6条 巡回指導員は、活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。任期を終えた後も同様とする。

(保険の加入)

第7条 教育委員会は、巡回指導員の活動中および活動のための移動中の事故、災害等に対応するため、傷害保険等に加入することとし、その費用を負担する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

## 函館市特別支援教育支援員配置事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市立小中学校に在籍する発達障がい等の教育的支援が必要な児童生徒に対して、学校における日常生活上の介助や、学習支援を行う特別支援教育支援員（以下「支援員」という。）を市立小中学校へ配置し、本市における特別支援教育の充実を図ることを目的とする。

(支援員の配置)

第2条 支援員の配置にあたっては、配置を希望する学校の校長が「特別支援教育支援員配置申請書」（別記第1号様式）を提出し、教育長が配置校を決定するものとし、1校につき複数の支援員の配置または1名の支援員を複数校に配置することも可能とする。

2 支援員の配置が決定した学校の校長は、「特別支援教育支援員配置実施計画書」（別記第2号様式）を教育長が指定する日までに提出しなければならない。

(支援員の身分および委嘱)

第3条 支援員の身分は、有償ボランティアとし、次の各号に掲げるものにより、教育長が委嘱するものとする。なお、委嘱期間は、委嘱日から、委嘱日の属する年度の3月31日までとする。

(1) 校長による「特別支援教育支援員推薦書」（別記第3号様式）および「特別支援教育支援員登録申請書」（別記第4号様式）に基づく推薦

(2) 「特別支援教育支援員登録申請書」（別記第4号様式）に基づく教育委員会の選定

(支援員の資格要件)

第4条 支援員の資格要件は、次のとおりとする。

(1) 教員免許状所有者および介護福祉士の資格取得者もしくはそれに準ずる者

なお、準ずる者とは、保育士・看護師等免許所有者、当該事業に関する識見や経験を有する者もしくは当該事業に理解や熱意のある者をいう。

(2) 教員免許状および介護福祉士等福祉の専門職の資格取得を目指す者

(支援員の活動)

第5条 支援員は、校長や教諭、特別支援教育コーディネーター等と協議し、次の各号に掲げる活動を行うものとする。ただし、旅費の支給をともなう活動はできないものとする。

(1) 通常学級に在籍し、特別な教育的支援が必要と考えられる児童生徒に対する学習・生活指導の補助

(2) 特別支援学級に在籍する児童生徒に対する学習・生活指導の補助

(3) その他、教育委員会や校長が必要と認める活動および研修

(支援員の活動時間、期間)

第6条 支援員の活動時間は、学校の課業日を基本とし、1日5時間を原則に、1名につき年間1,050時間を上限とする。

2 支援員の活動日もしくは活動時間については、学校の行事等に合わせ、年間の上限時間の範囲内で変更できるものとする。ただし、1日の活動時間が6時間を超える場合は、少なくとも1時間の休憩時間を設けなければならない。

3 支援員の活動期間は、当該年度以内とするが、次年度以降も支援員の配置が認められた場合には、継続して活動を行うことができるものとする。

(謝礼金の支払い)

第7条 支援員には、1時間あたり800円の謝礼金を1か月ごとに支払わなければならない。

2 支援員は、あらかじめ「口座振替依頼書」（別記第5号様式）を教育委員会へ提出しなければならない。

3 配置校の校長は、「特別支援教育支援員活動実績報告書」（別記第6号様式）により、前月分の支援員の活動実績を毎月5日までに教育委員会へ報告しなければならない。

4 前号の報告には、「特別支援教育支援員活動整理簿」（別記第7号様式）の写しを添付するものとする。

5 教育委員会は、当該月に受けた報告に基づき、支援員に対する謝礼金を毎月末日までに口座振り込みにより支払わなければならない。

（活動内容の報告）

第8条 配置校の校長は、「特別支援教育支援員配置事業実施報告書」（別記第8号様式）により、当該年度の9月末までに中間報告、3月末までに事業報告を行わなければならない。

（秘密の保持）

第9条 支援員は、活動上知り得た個人情報およびその他の内容を第三者に漏らし、または、公表してはならない。なお、この業務への活動終了後においても同様とする。

（保険の加入）

第10条 支援員は、活動中および活動のための移動中の事故、災害等に対応するため、傷害保険等に加えることとし、これに要する費用は教育委員会が負担する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

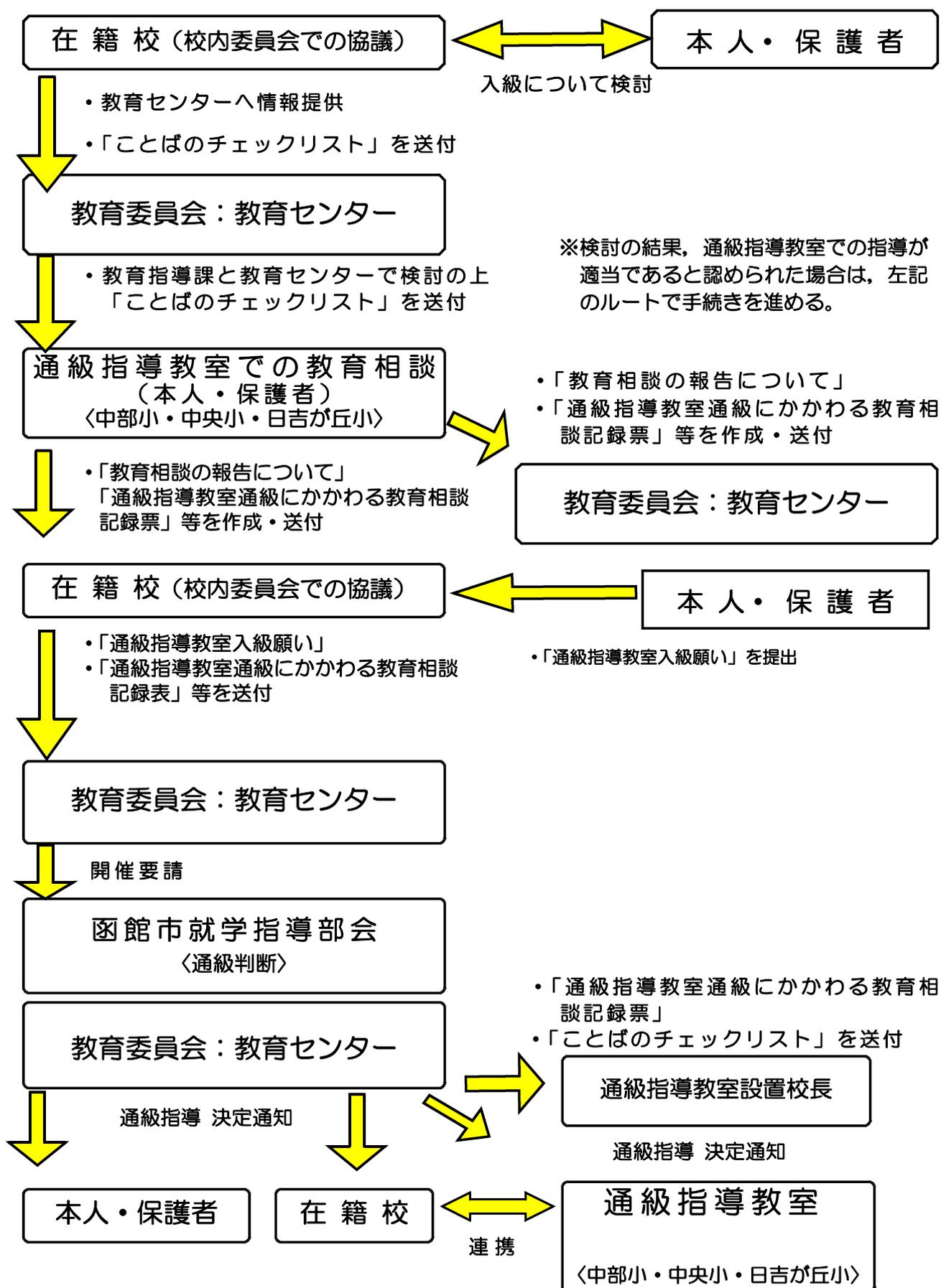
附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

## 通級指導教室在学児童：通級開始までの流れ



## 通級指導教室通級児童：通級継続・退級の流れ

通級指導教室への通級（原則1年間）  
 〈中部小・中央小・日吉が丘小〉

～ 原則1年後 ～

- ・通級指導教室〈中部小・中央小・日吉が丘小〉での検査等
- ・通級指導教室と在籍校の相談，保護者との相談

「ことばのチェックリスト」「はこだて子どもサポートシート」等

[ 退級の場合 ]

本人・保護者

- ・「通級指導教室退級願い」の作成・提出

在籍校

- ・「通級指導教室退級願い」
- ・「ことばのチェックリスト」等送付

教育委員会：教育センター

開催要請

函館市就学指導部会  
 〈部会長判断〉

教育委員会：教育センター

通級指導終了通知

本人・保護者

在籍校

通級指導教室

[ 継続の場合 ]

本人・保護者

- ・「通級指導教室通級継続願い」の作成・提出

在籍校

- ・「通級指導教室通級継続願い」
- ・「ことばのチェックリスト」等送付

教育委員会：教育センター

必要に応じて函館市就学指導部会で判断

教育委員会：教育センター

通級指導継続通知

本人・保護者

在籍校

通級指導教室

# はこだて子どもサポートシート

# 記入例

資料 9

(作成日：平成〇年〇月〇日)

【様式 A】

氏名	函館 太郎		性別	男	生年月日	平成〇年〇月〇日		
住所	函館市〇〇町〇丁目〇番〇号				連絡先 (TEL)	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		
家庭状況	氏名	生年月日	続柄	学校 職業	氏名	生年月日	続柄	学校 職業
	函館 一郎	〇年 〇月〇日	父	会社員	函館 太郎	〇年 〇月〇日	本人	函館市立教育 小学校〇年
	函館 花子	〇年 〇月〇日	母					
	函館 遥花	〇年 〇月〇日	姉	函館市立教育 小学校〇年				
障がい名・病名			診断時期		診断機関 (担当医師等)			
〇〇〇〇			H〇年〇月〇日		〇〇病院 (〇〇医師)			
手帳等	身体障がい者手帳 (有・無) 種 級 (障がい名: ) 交付: 平成 年 月 日							
	療育手帳 (有・無) <input type="checkbox"/> A <input checked="" type="checkbox"/> B 交付: 平成 〇年 〇月 〇日							
	<input checked="" type="checkbox"/> 障がい児福祉手当 <input checked="" type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> その他 ( )							
検査	平成 〇年〇月 〇日 (検査名: WISC-IV) (IQ・FIQ・FSIQ等: 〇〇 )							
	平成 年 月 日 (検査名: ) (IQ・FIQ・FSIQ等: )							
保育歴	平成 〇年〇月~平成 〇年〇月 (〇〇〇 保育園・幼稚園)							
	平成 年 月~平成 年 月 ( 保育園・幼稚園)							
	平成 年 月~平成 年 月 ( 保育園・幼稚園)							
学歴	平成 〇年〇月~平成 〇年〇月 (函館市立〇〇小学校)							
	平成 〇年〇月~平成 年 月 (函館市立〇〇小学校 特別支援学級)							
	平成 年 月~平成 年 月 ( )							
支援内容 機関等	時期	支援機関		支援内容				
	平成〇年	〇〇センター		<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚的な支援が必要である。スケジュール等で見通しをもたせることが大切である。</li> <li>大きい集団での活動で不安感を示した場合は、別室に移動させ、落ち着かせるなどの配慮が必要である。</li> </ul>				
	平成〇年	〇〇センター						
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成〇年度の函館市就学指導部会において、特別支援学級 (自閉症・情緒障がい) の判定</li> </ul>							

家 庭 で の 様 子  (○) や 関 わ り 方  (◇)	学 習	○ 勉強したいという気持ちはあるが、少し難しい問題やはじめの問題があると、意欲が低下し、すぐにあきらめてしまう。 ○ 問題数が多いと、最初から取り組もうとしない。 ○ 集中できる時間が短い。  ◇ プリントなどの教材は、本人と確認して、問題数を決め、約束した問題数の箇所に赤線を引いて、終わりの見通しをもたせている。
	身の回り	○ 排泄は自立している。 ○ お風呂は、一人で入り、体や髪の毛を洗うことができる。  ◇ 片付けが苦手であるため、片付ける場所を絵で示している。 ◇ 学校に着ていく衣服を選択できないため、夜のうちに何着か準備し、自己選択させている。 ◇ 箸を上手に使いえないので、矯正箸で練習している。
	遊 び	○ 最近は姉とのかかわりにも不安感を示すことが多くなった。 ○ 最近はパズルに興味を示し、最後まで一人で仕上げると、喜びながら報告に来る。  ◇ 興味のある遊びは、区切りを付けて終わることができないので、タイマーで終わりの時間を気付けている。 ◇ 家では一人遊びが多い。休みの日はできるだけ外出し、友だちとのかかわりをもたせようとしている。
	コミュニケーション	○ 話すときは一方的である。 ○ 相手の気持ちを考えないで話すことが多く、そのことが原因で、姉とよくけんかをしている。  ◇ 自分が話す時と、相手の話を聞く時の区別を付けさせるために、絵カードを使って順番を意識させている。
	社会性	○ 協力して、何かをすることが保育園の時から苦手である。最近は少しずつお手伝いをしてくれるようになってきた。 ○ 気分が乗らない時は、指示に従わないことが多い。  ◇ 姉と一緒に取り組めるお手伝いなどを設定し、協力することの意味を教えている。
その他	○ 大きな音が苦手である。特に赤ちゃんの泣き声を聞くと、パニックになる。 ○ パニックになると、自分を傷付けてしまうことがある。  ◇ パニックになった時は、その場所から別の場所に移動させて、まず気持ちを切り替えさせてから、話を聞くようにしている。	
保護者・本人の願い	【進路等を含む】 ・自信がなく、新しい活動に不安感を示すことが多いので、学校の色々な活動を通して、自信を付けてほしい。 ・1日1時間でもいいので、通常の学級の友だちと一緒に勉強ができるようになってほしい。 ・高校は普通高校に通わせたいと思っている。	

第 学 年 組	氏 名	
---------	-----	--

【様式 B】

指導・支援内容		短期目標 (7月までの目標)	指導・支援の方法	評価 (子どもの様子)
生 活	(日常生活の指導) ・交際 ・役割 ・手伝い	・在籍級や交流学級の環境に慣れ、様々な活動に自信をもって取り組む。	・事前に練習をしたり、スケジュール等を個別に作成したりすることで、活動に見通しをもたせる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価は、子ども一人ひとりのよりよい成長・発達を目指して行うものです。</li> <li>・評価については、子どものよい点や進歩の状況などを積極的・肯定的に評価することが大切です。</li> <li>・指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い、学習意欲の向上に結び付けることが重要です。</li> </ul>
学	教科等 国語	・順番を守って発表ができる。	・話す順番を絵カードなどで示すことで、待つことを意識付ける。 ・聞いたことをメモさせることで、話を聞ける時間を延ばしていく。	
	算数	・かけ算や割り算の意味が分かり、簡単な計算ができる。	・学習の定着度に応じて数種類のプリントを準備する。	
	図工	・自分の考えや思いを取り入れた作品を作ることができる。	・色の塗り方や道具の使い方などの技法の指導以外は、自由に表現させることで、一人で上手にできたという成功体験を多く積み、創作活動に自信をもたせる。	
習	自立活動 ・コミュニケーションに関すること	・場や相手の状況に応じて主体的にコミュニケーションをとる。	・約束やルールを守ることができたときやがんばったときに、がんばりカードにシールを貼るなどして、視覚的に行動を賞賛する。 ・実際の場面を活用したり、場を再現したりして、友だちとの適切なやりとりの仕方についての理解を促す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動会の絵を描く学習では、スタンプの2人組の場面を、見たことやその状況などを思い出しながら、細かく描くことができました。</li> <li>・担任の支援も全く必要なく、絵の構想から色塗りまで自分の思いのままに作り上げることができました。</li> <li>・友だちに対して自分から関わりをもとうとする場面が増えてきました</li> <li>・友達からの問いかけに対しても受け答えができるようになってきました。</li> <li>・休み時間や休憩時間では、友達との関わりを楽しもうとする姿も見られます。</li> </ul>

教師間や保護者と指導の成果を共有できる利点があり、  
多面的・客観的な評価をすることができます。